

産業廃棄物管理票交付等状況報告について

産業廃棄物を排出し、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付した事業者は、毎年、その前年の4月1日から報告する年の3月31日までの間に交付したマニフェストについて、報告書を作成し提出しなくてはなりません。

1. 岐阜市内の組合員様は、郵送または持参、ファックスまたはメールで、岐阜市長へ提出（岐阜市様式）

岐阜市公式ホームページの「産業廃棄物管理票交付等状況報告」でご確認願います。

【お問合せ先】

岐阜市環境部産業廃棄物指導課

〒500-8701 岐阜市司町40番地1 14階

[電話]058-214-2170

[ファクス]058-264-7119

[メール]ka-shidou@city.gifu.gifu.jp

2. 岐阜市外の組合員様は、郵送または持参、オンラインで

岐阜県知事へ提出（岐阜県様式）

岐阜県ホームページの「産業廃棄物管理票交付等状況報告」でご確認願います。

【お問合せ先】

廃棄物対策課（資源循環推進係）

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁舎6階）

電話番号：058-272-8214

FAX：058-278-2607

【概 略】

1. 報告書の提出期限及び提出先

毎年6月30日までに産業廃棄物を排出した事業場「排出事業場」ごとに報告書を作成し、岐阜市内の組合員様は岐阜市環境部産業廃棄物指導課まで、岐阜市外の組合員様は、各排出事業場の所在地を管轄する県事務所環境課又は岐阜地域環境室へ1部ご提出ください。尚、岐阜市外はオンライン申請できます。

2. 提出に当たっての留意事項

県内に複数の排出事業場（工場）がある場合は、それぞれの排出事業場の所在地を管轄する県事務所等へご提出ください。なお、岐阜市内の排出事業場で交付したマニフェストについての報告書は、岐阜市へ提出してください。

3. 記入上の注意

産業廃棄物の種類、運搬受託者、運搬先の住所、処分受託者及び処分場所の住所が全て同じマニフェストをとりまとめ、排出量及び交付枚数を記入してください。

1) **報告者** マニフェストを交付した全ての事業者が報告者になります。

2) **事業場の名称** マニフェストの事業場欄に記載された名称を記入します。

3) **事業場の所在地**
マニフェストの事業場欄に記載された住所及び電話番号を記入します。

4) **業 種** 業種は **R 8 9 自動車整備業**

5) **産業廃棄物の種類** 「産業廃棄物の種類と重量換算係数」より
「産業廃棄物分類コード」欄から該当するコード
「産業廃棄物の分類」欄から名称を選択する。

<例>

ライト・ランプ類の場合…

産業廃棄物の種類（分類コード） **0 6 0 0** 廃プラスチック類

6) 産業廃棄物の排出量

排出量は、産業廃棄物の種類、運搬受託者、運搬先の住所、処分受託者、処分場所の住所が全て同じマニフェスト分についてとりまとめ必ず重量（t：トン）で記入してください。

マニフェストに重量（t）以外の単位で記載されている場合は重量（t）に換算してください。なお、換算係数がない場合は「産業廃棄物の種類と重量換算係数」の「重量換算係数」欄に記載されている係数を用いてマニフェストに記載された数量を重量（t）に換算し記入してください。

7) 運搬受託者の許可番号

産業廃棄物の収集運搬を収集運搬業許可業者に委託した場合、運搬受託者の許可番号（11桁）を記入してください。記入する許可番号は、岐阜県知事が発行したもの（021で始まる番号）とします。

8) 運搬受託者の氏名又は名称

産業廃棄物の収集運搬を収集運搬業許可業者に委託した場合、運搬受託者の氏名又は名称を記入してください。区間委託の場合は、区間ごとの全ての収集運搬業者について記入してください。

9) 県・市コード

運搬先が岐阜市内の場合コード番号：21201（岐阜市）

岐阜市以外の岐阜県内市町村の場合コード番号：21000（岐阜県）

10) 運搬先の住所

運搬先の住所には産業廃棄物を搬入した施設（中間処理施設、最終処分場等）の所在地を番地まで記入してください。

※産業廃棄物収集処分業者の住所ではありませんのでご注意ください。

11) 処分受託者の許可番号

産業廃棄物の処分を処分業者に委託した場合、処分受託者の許可番号（11桁）を記入してください。

また、産業廃棄物として運搬した後、運搬先で原料等として有償売却された場合、売却先が処分業許可業者であっても、許可番号は記入しないでください。

なお、この場合、処分の方法は「4：売却」としてください。

1 2) 処分受託者の氏名又は名称

処分受託者の氏名又は名称を記入してください。

また、産業廃棄物として運搬した後、運搬先で原料等として有償売却された場合、処分受託者の氏名欄に売却先の業者名を記入してください。

1 3) 県・市コード

処分場所の住所について「都道府県・政令市コード表」を参照し、該当する都道府県又は政令市のコード番号を記入してください。

所在地が政令市の場合は、都道府県ではなく、政令市のコードを記入していただきますのでご注意ください。

1 4) 処分場所の住所

処分場所の住所は産業廃棄物を処分した施設の住所となります。

通常は、運搬先の住所と処分場所の住所は同一ですので記入不要です。

※産業廃棄物処分業者の事務所の住所ではありません。

1 5) 処分の方法

委託した処分の方法についてのコード番号を記入してください。

コード番号

- ・ 中間処理後、さらに最終処分等に回される場合 → 1 : 中間処理
- ・ そのまま再生資材として売却される場合 → 2 : 中間処理(再生)
- ・ 最終処分を委託した場合 → 3 : 最終処分
- ・ 収集運搬を委託し運搬先でそのまま売却される場合 → 4 : 売却